

前回の議員定数等調査特別委員会（令和3年12月21日設置）での検討状況等について

## 1 検討経過等

令和2年10月 国勢調査実施（令和3年11月 確定値公表）  
令和3年12月 議員定数等調査特別委員会の設置  
令和4年6月 第6回（最終回）委員会の開催  
6月定例会で委員長報告  
令和5年4月 県議会議員一般選挙の施行

## 2 検討にあたっての論点等

議論すべき論点を

- ・ 現行の総定数64人の取扱い
  - ・ 廿日市市選挙区と三原市・世羅郡選挙区との人口・定数の逆転現象の取扱い
  - ・ 総定数を現行の64人とし、人口比例原則に従って配分した場合、広島市安佐南区選挙区の定数が1名増、三原市・世羅郡選挙区が1名減となること  
の取扱い
- の3点とし、協議

## 3 議論の経緯（3つの論点に対する主な意見等）（委員長報告の内容）

### (1) 現行の総定数64人の取扱い

- ・ 議員定数を考えるに当たっては、審議能力を維持することや地域代表としての役割をしっかりと果たしていかなければならないことなどを考慮する必要がある、総定数は住民の意見を県政に反映させるために必要かつ十分な人数にすることが必要である。
- ・ 旧法定上限数からの削減率を他県と比較すると、本県の削減率は高いほうから23番目で、本県の定数が極端に多い、または少ないという状況にはない。
- ・ 仮に総定数を増やした場合、住民の意見を県政に反映しやすくなるが、昨今の豪雨災害や新型コロナウイルス対策に多額の予算を必要としている中、今は増やす状況にはない。
- ・ 総定数を減らせば、江田島市選挙区が強制合区になることが判明しており、そうなれば地域の住民の意見が届きにくくなる可能性があり、強制合区を発生させてまで定数削減を行う状況にもない。

- ・ 現在の人口比例を原則とする法制度では、定数を削減すると、人口減少が続く中山間地域の議員数は減っていくことになり、地域住民の意見を県政に反映しにくくなることから、総定数の削減は、慎重に考えていくべきである。
- ・ 定数の増減は、議員の役割や過去に設置された議員定数等を調査する特別委員会の審査の経緯に鑑み、検討する必要がある。
- ・ 地域のニーズ、住民の要望は多様化、複雑化しており、そうした課題、要望に応えるためには、今の議員数を維持することが重要である。

(2) 廿日市市選挙区と三原市・世羅郡選挙区との人口・定数の逆転現象の取扱い

(3) 総定数を現行の64人とし、人口比例原則に従って配分した場合、広島市安佐南区選挙区の定数が1名増、三原市・世羅郡選挙区が1名減となること取扱い

- ・ 広島市安佐南区選挙区は平成27年の選挙の際に定数を4人から5人に増やしたばかりであること、また、仮に前回の選挙で、選挙区の定数を人口比例原則どおり変更していた場合、定数が1人増となった選挙区は、今回1人減となり、1議会期で定数を変更しなければならなくなっていたことを踏まえると、性急に定数変更を行うのではなく、今後の状況変化を見極める必要がある。
- ・ 仮に三原市・世羅郡選挙区を1人減とすると、選挙区別議員1人当たりの人口が5万2,849人となり、中山間地域を含む選挙区にもかかわらず、1票の価値が現在の選挙区で2番目に軽くなるため、地域代表を確保するという観点からも問題がある。
- ・ 廿日市市選挙区においては、三原市・世羅郡選挙区よりも人口が多いにもかかわらず定数は少ない逆転現象が生じているが、廿日市市の人口も減少に転じていることに留意する必要がある。
- ・ 選挙のたびに選挙区の定数が変わることは混乱を招くもとになり、住民のためにもよくないことから、定数は基本的には長いスパンで見えていくべきである。

#### 4 委員会としての結論

総定数（64人）及び各選挙区の定数いずれも現状維持が妥当であるとの意見で一致